

各種指導内容記載必要事項と記載例

項 目	カルテ記載必要内容	カルテ記載例等	備 考
ウイルス疾患指導料	① 公衆衛生上の指導	患者が使用する物については十分消毒を行うこと。	A・B・C肝炎ウイルス疾患の場合は1回限り、初診月でも算定可 入院患者も算定対象
	② 院内感染、家庭内感染防止のための指導	他への感染防止に努めるとともに、患者を特別扱いしないこと。	
特定薬剤治療管理料	① 薬剤血中濃度検査結果	血中濃度からみて従前どおりの投薬を続けること。	1回の血中濃度測定必要(点数に包括)
	② 当該薬剤投与量の精密な管理	測定結果により投与量を増減することを指示。 当面このままの内容で服薬を継続。	
悪性腫瘍特異物質治療管理料	① 腫瘍マーカー検査結果	〇〇がんが他臓器に転移している恐れはない。	検査料、採血料、検査判断料(生化Ⅱ)は包括
	② 検査結果に基づき計画的な治療管理	① 当面検査結果に応じて〇〇療法を継続。 ② 前回検査結果より〇〇値に変更有り、療法の見直しを検討。	
てんかん指導料(外傷性含む)	治療計画に基づき療養上の指導	① 食後30分以内には服用すること。このまま効果を期待して服薬を継続すること。 ② 運動前には血圧、脈拍測定を行ってから実施すること。 ③ 良質の蛋白質をとるため赤身の肉や魚類を摂取すること。	算定可能な標榜科名＝小児科、神経科、神経内科、精神科、脳神経外科、心療内科
難病外来指導管理料	① 治療計画に基づき療養上の指導を行う。	① 1日10分以上は汗をかく程度まで散歩等の運動を行うこと。 ② 入浴については浴室を十分温めてから入浴をして、少なくとも20分以上は入浴時間を費やすこと。 ③ 余暇に興味を持ち、家族との会話や趣味を楽しむこと。	対象病名「特定疾患治療研究事業の病名と少し異なるので留意が必要」 対象＝ペーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリトマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎、突発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ビュルガー病等
	② 実際に主病を中心とした療養上必要な指導が行われていることが条件(治療がなくても可)		
心身医学療法		① ストレスを避け、規則正しい生活を勧める。 ② 心身症の要因を明確化するため、家族との診療を勧める。 ③ 前回に引き続き、心身症の要因について相談を受け、症状の改善を図る。 ④ 仕事内容を変更するよう、上司等に伝えるように指示。	入院、外来でも算定可能。週一回程度。神経症とかは不安神経症の病名は適応外 不眠症、円形脱毛症、胃炎等の他に以下のものが想定できる 内科系疾患、＝本能性高血圧、冠動脈疾患、気管支喘息、過喚起症候群、過敏性腸症候群、自律神経失調症、片頭痛等 対象病名の後ろにカッコが記で(心身症)との記載が必要